

『古今和歌集作者の氏族と紀氏歌人の群れ』

- I 『古今』作者の氏族
- II 一部氏族への集中
- III 紀氏歌人の群れ

渡 辺 三 男

I 『古今』作者の氏族

『古今和歌集』において、名まえの判明している作者の数と歌の数とは、伝本と数え方の相違によって、多少の出入があるが、いま日本古典文学大系本『古今和歌集』（佐伯梅友校注）と、その校注者が、作者索引の作成に当たってとった処理の仕方（その凡例参照）にならえば、全歌数一一〇首のうち、作者の名の明らかな歌は六五一首となり、作者の数は一二七人となる。

この一二七人の作者を、出自を同じくするその氏族に類別し、所属作者の多い順に氏族を排列してみると、多少の問題は残るが、次のようになる。同人数のばあいは、歌数の多い

『古今和歌集』作者の氏族と紀氏歌人の群れ（渡 辺）

順とし、同人数・同歌数のばあいは、五十音順とし、同族の間では、男子を先にし、女子を後にし、ほぼ時代順にしてあるが、時に官位等を考慮して、必ずしも一貫しない。后妃・妻室は、二条の後（高子）を(1)藤原氏、業平が母（伊豆子内親王）を(2)皇族、小野千古の母、藤原因香の母を(3)未定氏としたように、その生家の氏族に配属させた。（一）内の官位は、一々典拠を明記する煩を避けたが、『古今和歌集目録』その他の資料を検討したもの。その官位は、最高官位歴で、必ずしも撰集時の官位とは一致しない。官位の注記によって、『古今和歌集』が、いかに貴族階層の歌集であるかを理解するに役立つだろう。

- (1) 藤原氏 二四人（九六首）

前太政大臣(良房、贈正一位、一首)・左大臣(時平、贈正一位・太政大臣、二首)・仲平(正二位、左大臣、一首)・定方(贈従一位、右大臣、一首)・国経(正三位、大納言、一首)・兼輔(中納言、四首)・菅根(贈従三位、藏人頭、一首)・兼茂(従四位下、参議、二首)・敏行(従四位上、右兵衛督、一九首)・忠房(大和守、四首)・後蔭(従四位下、備前権守、一首)・関雄(従五位下、治部少輔、二首)・勝臣(阿波権掾、四首)・言直(因幡掾、一首)・良風(従五位下、出羽城介)・興風(下総大掾、一七首)・忠行(従五位下、若狭守、一首)・惟幹(一首)・幽仙(贈太政大臣総繼の孫、律師、二首)・二条の後(高子、権中納言従二位左兵衛督長良の女、清和天皇の女御、皇太后、従三位、一首)・直子(正四位上、典侍、一首)・因香(従四位下、典侍、四首)・伊勢(宇多天皇の女御、従五位伊勢守繼蔭の女、二二首)・兵衛(従四位下右兵衛督高経の女、二首)

(2) 紀氏 一三人(一六五首)

有常(従四位下、周防権守、一首)・友則(大内記、四六首)・貫之(従五位上、木工権頭、一〇二首)・利貞(従五位下、阿波介、四首)・有朋(従五位下、宮内少輔、二首)・秋岑(二首)・淑望(従五位上、信濃権介、一首)・淑人(従五位上、河内守、一首)・茂行(二首)・惟岳(一首)・三条町(従四位上、紀静子、文徳天皇の更衣、惟喬親王らの母、正

四位刑部卿紀名虎の女、一首)・紀の乳母(紀全子、従五位上、陽成天皇の乳母、源澄の室、益の母、二首)・紀有常が女、一首)

(3) 天皇・皇族 一一人(一八首)

奈良帝(平城天皇、一首)・仁和帝(光孝天皇、二首)・雲林院親王(常康親王、仁明天皇の皇子、生母は紀名虎の女更衣正五位下種子、一首)・惟喬親王(文徳天皇の第一皇子、生母は紀名虎の女三条町、二首)・兼覧王(惟喬親王の子、五首)・景成王(惟喬親王の同母弟惟条親王の子、二首)・衣通姫(一首、紀に応神天皇の孫で允恭天皇の妃、記に允恭天皇の皇女とする)・業平の母(桓武天皇の皇女伊豆内親王、一首)・閑院五御子(一首)・三国町(一首、『皇胤紹運録』に、三国町を惟喬親王の子としているので、しばらくここに加えておく。おそらく三国氏の女性の腹に生まれた惟喬親王の王女であったのであろう。古今作者三国町については、『古今和歌集目録』に、「正四位下紀名虎女、仁明天皇更衣、貞登母、登者仁明天皇第十五子也」とあるところから、紀名虎の女で、仁明天皇の後宮にあり、古今集に入集歌(一首)もある常康親王(雲林院親王)および真子内親王を生んだ紀種子と同一人ではないかと思える説もあるが、次の理由から、それは当たっていないと思う。貞登については、『三代実録』貞観八年三月二日の条に、「是日、勅沙弥深寂賜姓貞

朝臣名登、叙正六位下、貫右京一条一坊（中略）是仁明天皇更衣三國氏所生也、（中略）厥後母過失被削屬籍、仍出家入道」とあり、許されて還俗し姓を賜うたが、源姓たるを得なかつたのは「母氏有過者、其子不得源氏」という「嵯峨遺旨」によるものであるとある。

種子所生の皇男女子は、親王および内親王であるのに対し、三國氏所生の登は、臣籍に降下してはじめ源氏、後に貞氏を賜うているが、賜姓降下は、多くは生母の生家の家格の低い皇男女子で、同腹の皇男女子で、半ばを親王・内親王に留め、半ばを臣籍に降して源氏を賜うということの無かつたのもまた、父帝の遺制であつたように察せられる。その皇男女子に、はじめて源氏を賜うた嵯峨天皇の後妃と、その所生の皇男女子を見ると

高津内親王（業良親王・幸子内親王）・橘嘉智子（仁明天皇・秀長親王・正子内親王・秀子内親王・緩（後）子内親王・芳子内親王・繁子内親王）・高階河子（宮子内親王）・百濟貴命（忠良親王・基良親王・基子内親王）・大原浄子（仁子内親王）・交野女王（有智子内親王）・文室久賀麿の女（純子内親王・斉子内親王）・広井氏（源信）・飯高宅眉（源常・源明）・上毛野氏（源弘）・百濟慶命（源定・源鎮・源善姫、源若姫もこの子か）・安倍揚津（源寛）・田中氏（源澄）・笠継子あるいは大原全子（源生）・秋篠高子（源清）・粟田氏（源

安）・惟良氏あるいは大原氏（源勝）・大原全子（源融・源勤・源盈姫）・長岡氏（源賢）・山口近子（源啓・源密姫）・当麻治田麿女（源潔姫）・某氏（源継）・内蔵氏（源神姫・源容姫）・紀氏（源更姫）・布施氏（源端姫）・そのほか淳王・源良姫・源年姫。

嵯峨天皇の皇子仁明天皇の後妃とその所生の皇男女子も藤原冬嗣の女順子（文徳天皇）・藤原総継の女沢子（宗康親王・光孝天皇・人康天皇・新子内親王）・滋野貞主の女繩子（時子内親王・柔子内親王）・藤原福当麿の女賀登子（国康親王）・紀名虎の女種子（常康親王・真子内親王）・藤原三守の女貞子（成康親王・親子内親王・平子内親王）・藤原道遠の女（重子内親王）・岡屋王の女高宗女王（久子内親王）・百濟教復の女永慶（高子内親王）・三國氏（貞登）・その他の後宮（源多・源珍・源光・源効・源覚）。

仁明天皇の皇子文徳天皇の後妃とその所生の皇男女子も紀名虎の女浄子（惟喬親王・惟条親王・恬子内親王・述子内親王・珍子内親王）・滋野貞主の女奥子（惟彦親王・濃子内親王・勝子内親王）・藤原良房の女明子（清和天皇・儀子内親王）・藤原宗貞の女今子（惟恒親王・礼子内親王・掲（楊）子内親王・儀子内親王）・藤原列子（晏子内親王・慧子内親王）・伴氏（源能有）・丹墀氏（源每有）・清原氏（源時有）・滋野貞雄の女岑子（源本有・源戴有・源洌（滋）子）・菅

原氏(源定有・源富子)・布施氏(源行有)・そのほかの後宮(源富有(子)・源憑子・源謙子・源奥子・源列子・源濟子・源脩子)。

仁明・文徳両天皇の皇男女子のうちには、それぞれ数人、生母を明らかにしない皇男女子があるにはあるが、同母の皇男女子で、親王・内親王として皇族に留まる皇男女子と、源氏に降下する皇男女子と相まじわることのないことを察するには上掲の実例で十分であろう。その見方に立つとき、紀種子と三国氏とは、同一女性ではあり得ないと考えられる。

では、紀種子と三国氏とは、同じく紀名虎を父とする姉妹であろうか。姉妹で同じ帝の後宮に上がる実例はなくはないが、この種子と三国氏とは、姉妹ではなく、異氏族出身の女性で、常康親王らの生母種子が、紀氏の女性であるのに対して、貞登の生母三国氏は、文字通り三国氏の女性と考えた。その理由は、正史や系図の譜はもとより、その他の伝において妻室を呼ぶばあい、「某某氏」は生家の氏によって呼ぶ呼び方であり、妻室その人の名で呼ぶばあいは、氏を付けないのが漢土以来の定式であるからである。従って、右の「三国」が、「三国町」などの女房名であるならば、氏は付けないはずと考えられる。

三国氏は、いまわれわれの常識の中にある平安貴族の中では、たしかにありふれない姓氏ではあるが、蘇我氏流三国

氏、継体天皇の裔三国氏等があり、女を後宮に上げる可能性はある。いまのわれわれの聞きなれない姓氏といえば、右の嵯峨・仁明・文徳三代の後妃で、みこを生んだ方々のうち、姓氏判明する生家(皇族三人・橘氏一人・高階氏一人・百濟氏三人・大原氏二人・文室氏一人・広井氏一人・飯高氏一人・上毛野氏一人・安倍氏一人・田中氏一人・笠氏一人・秋篠氏一人・粟田氏一人・惟良氏一人・長岡氏一人・山口氏一人・当麻氏一人・内蔵氏一人・紀氏二人・布施氏二人・藤原氏七人・滋野氏三人・三国氏一人・伴氏一人・丹墀氏一人・清原氏一人・菅原氏一人)の中にもあるのではないか。

惟喬親王の王女三国町を、貞登を生んだ天皇の後宮とすることは、先述のごとく『三代実録』の三国氏という称呼から穩当ではないばかりか、仁明天皇の孫惟喬親王の女である三国町が、皇曾祖父仁明天皇の後宮たり得るはずがない。

『古今和歌集目録』の筆者が、三国町を、紀名虎の女、仁明天皇の更衣、貞登の母としたのは、惟喬親王の生母静子が名虎の女であり、その姉種子が仁明の天皇の更衣であったこと、惟喬親王の王女に三国町があったことなどが混線して誤ったものではないか)

(4) 嵯峨源氏 九人(一五首)

東三条の左大臣(源常、嵯峨天皇皇子、一首)・河原の左大臣(源融、嵯峨天皇皇子、従一位、二首)・実(嵯峨天皇

曾孫、從五位上、信濃守、一首）・恵（嵯峨天皇曾孫、正五位下、丹波守、一首）・兼芸（四首）・寵（嵯峨天皇曾孫、從四位上大和守精の女、三首）・大輔（嵯峨天皇曾孫、從五位上但馬守弼の子、一首）・二条（嵯峨天皇曾孫、從四位上右京大夫至の子一首）・久曾（源作の子、一字名を伝襲する嵯峨源氏・仁明源氏両系図の中に、「作」の名を見出し得ないが、いましばらくここに入れる）。

(5) 小野氏 七人（三二首）

篁（從三位、參議、六首）・貞樹（從五位上、肥後守、二首）・滋蔭（從五位下、掃部頭、一首）・美材（從五位下、信濃權介、二首）、春風（正五位下、右近衛少將陸奥權介讚岐權介、二首）

小町（一八首）・小町が姉（一首）

小野小町については、『小野氏系図』には篁の子出羽守良真（一に当澄、常澄）の子とし、『古今集目録』には「出羽国郡司女」とあり、その当否をにわか論断することはむづかしいが、小野氏には、奈良・平安にわたって、歴世奥羽地方に国守あるいは將軍（出羽守小野竹良・征夷副將軍小野永見・陸奥守小野岑守・陸奥守小野篁・出羽守小野千株・出羽守小野滝雄・陸奥守小野興道・陸奥守小野保衡・出羽守小野忠範・鎮守府將軍小野春枝・同春風）として赴任した人物が少なくないので、篁らの小野氏と小町らの小野氏とは、同族

の可能性も捨てがたいので、いましばらくここに加えておく。

(6) 在原氏 五人（五八首）

行平（正三位、中納言兼民部卿兼按察使、四首）・業平（從四位上、右近衛權中將藏人頭、三〇首）・棟梁（業平の子、從五位下、筑前守、四首）・滋春（業平の子、少將、六首）・元方（棟梁の子、一四首）

(7) 良岑氏 三人（五四首）

遍昭（良岑宗貞、從五位下、左近衛少將、僧正、一七首）・素性（遍昭の子、三六首）・秀崇（從五位下、伯耆守、一首）

(8) 文屋氏 三人（七首）

康秀（縫殿助、五首）・朝康（大舍人大允、一首）・有季（一首）

(9) (一) 安倍氏・(二) 光孝平氏 各三人（四首）

(一) 安倍仲磨（正五位上中務大輔船守の子、唐に仕えて左補闕、一首）・清行（從四位上、讚岐守、二首）・讚岐（清行の女、一首）

(二) 平篤行（光孝天皇の曾孫、從五位上、筑前守兼少弐、一首）・中興（從五位上、美濃權守、二首）・元規（中興の子、從五位下、左衛門大尉、一首）、『古今和歌集目録』に、中興を忠望王の子とする。系流さだかでないが、一説に

従い、しばらくここに置く。

(10) 橘氏 三人(三首)

清樹(従五位下、阿波守、一首)・長盛(従五位下、長門守、一首)・陸奥(従五位下、石見権守橘葛直の女、一首)

(11) 壬生氏 二人(三六首)

忠岑(左近将監、三五首)・乙(従五位下、遠江介壬生益成の女、一首)

(12) 大江氏 二人(一一首)

千里(参議音人の子あるいはその子右京大夫玉淵の子といふ、兵部大丞、一〇首)・白女(玉淵の女、一首)

(13) 光孝源氏 二人(八首)

宗子(光孝天皇の孫、正四位下、右京大夫、六首)・閑院(宗子の女、二首)

(14) 文徳源氏 二人(四首)

能有(文徳天皇の皇子、正三位、右大臣、三首)・当純(能有の子、従五位上、少納言、一首)

(15) 菅野氏 二人(二首)

高世(従三位参議直道の子、従五位下、周防守、一首)・忠臣(一首)

(16) 凡河内氏 一人(六〇首)

躬恒(淡路掾、六〇首)

(17) 清原氏 一人(一七首)

深養父(豊前介房則の子、従五位下、内蔵大允、一七首)

(18) (一) 坂上氏・(二) 桓武平氏 各一人(八首)

(一) 坂上是則(従五位下、加賀介、八首)

(二) 平定文(桓武天皇の玄孫、従五位下、左兵衛佐兼三河権介、八首)

(19) (一) 大友氏・(二) 春道氏・(三) 布留氏

各一人(三首)

(一) 大友黒主(三首)、大系本の底本そのほか大伴黒主とする伝本もあるが、大友黒主とする方が正しい。大伴氏は、淳和天皇(大伴皇子)即位以後は皇諱を敬避して伴氏を名乗るようになる。同訓ながら大友氏は、大友氏を改めず大友氏を名乗った。ただし後には、同訓の故に、大友氏を大伴氏と表記することが行われた。大伴氏が、『新撰姓氏録』に、高皇産靈神の末と称する神別天神氏であるのに対して、黒主の大友氏は、蕃別百済族の大友村主氏と見られている。『万葉集』において、あれほど大きい位置をしめていた大伴氏出身の作者が、この『古今和歌集』には、一人もないことに注目すべきである。

(二) 春道初樹(壱岐守、三首)

(三) 布留今道(従五位下、三河介、三首)

(20) (一) 菅原氏・(二) 御春氏・(三) 宗岳氏

各一人(二首)

- (一) 菅原朝臣 (菅原道真、贈正一位・太政大臣、二首)
- (二) 御春有輔 (左近將監、二首)
- (三) 宗岳大頼 (『古今和歌集目録』に「先祖不詳、算博士云々」、二首)

- (21) (一) 阿部氏・(二) 伊香氏・(三) 凡氏・(四) 上野氏・(五) 酒井氏・(六) 貞氏・(七) 下野氏・(八) 光孝平氏・(九) 難波氏・(一〇) 春澄氏・(一一) 宮道氏・(一二) 都氏・(一三) 物部氏・(一四) 笠氏 各一人 (一首)

- (一) 阿保経覧 (従五位下、主税頭、一首)
- (二) 伊香淳行 (雅楽頭、一首)

(三) 凡あやもち (元永本に「凡の山もち」とあり、筋切に「凡山茂」とある。一首)

- (四) 上野岑雄 (一首)
- (五) 酒井人真 (従五位下、土佐守、一首)
- (六) 貞登 (備前守、仁明の皇子、一首)
- (七) 下野雄宗 (一首)
- (八) 難波万雄 (一首)
- (九) 春澄氏、治子 (従三位、典侍、一首)
- (一〇) 宮道潔興 (越前権少掾、一首)
- (一一) 都良香 (従五位下、侍従、一首)
- (一二) 物部吉名 (一首)
- (一三) 矢田部名実 (一首)

(一四) 勝延法師 (笠氏、大僧都、一首)

(22) 未定氏 (僧尼六人、女子二人)

- (一) 勝宝僧正 (理現大師、東大寺別当、一首)
- (二) 喜撰法師 (桓武天皇の末ともいう。一首)

(三) 承均法師 (三首、小沢氏『古今集の世界』などのように、勝延とともにこの承均を貫之の兄弟宗定の子行定の子とする説もあるが、貫之の壮年のころの撰集『古今和歌集』に、甥の子の歌が入っているということも不自然である上、承均については『古今和歌集目録』に「元慶頃之人」ともあるので、しばらくここにおく)

- (四) 真静法師 (二首)
- (五) 神退法師 (一首)
- (六) 敬信 (藤原因香の母、一首)
- (七) 小野千古の母 (一首)
- (八) 采女 (一首)

右をいま一度整理してみると、『古今和歌集』において、作者の名の明らかな歌は六五一首、その作者の数は一二七人となり、男子九九人 (そのうち僧侶は、出家された雲林院親王 (常康)・惟喬親王 (法号素覚) を加えて二人)、女性二人 (そのうち尼一人) となる。

出身の氏族についていえば、氏族不明の作者八人、氏族明らかな作者一一九人、そのうち天皇・皇族一人を除けば一

○八人、皇族を除いた氏族の数は四〇氏となる。太田亮の『系図と系譜』(岩波講座『日本歴史』所収)に、平安初期に参議以上の官に昇った者のあつた氏族として、藤原・源・平・紀・橘・伴・大中臣・佐伯・坂上・多治比・石川・和・菅野・秋篠・吉備・文室・巨勢・多・良岑・春原・安倍・小野・清原・南淵・朝野・和氣・滋野・春澄・大江・在原・菅原の三一氏を挙げているが、これらの名家三一氏と、『古今集』作者の四〇氏とを比較してみると、まことに興味深いものがある。

『古今集』四〇氏(源氏を嵯峨・文徳・光孝の三氏に分け、平氏を桓武・光孝の二氏に分けてある。もし源・平各一氏に数えれば、三七氏となる)のうち、安倍・在原・小野・大江・紀・清原・坂上・菅野・菅原・平・橘・春澄・藤原・文屋・源・良岑の一六氏が、平安初期に、参議以上つまり公卿を出した名門ということになる。太田氏は源・平両氏の各系流を別立していないので、それにならない、前掲注記のように、いま仮りに、源・平両氏を各一氏に数えていえば、『古今集』三七氏のうち半ばに近い一六氏が、平安初期に公卿を出した名門ということになり、また逆にいえば、平安初期に公卿を出した名門三一氏中の半数一六氏が、『古今集』作者を出したということになる。

なお『古今集』氏族のうちには、右の一六氏以外にも、物

部・石川・上野三氏のような、かつて政界の最上層に栄えた古代名門の末もある。

さて一二七人の『古今和歌集』の作者を一目してたちどころに理解できることは、これらの作者の大きい部分が、宮中に出入する階層か、そうでなければ、官位の上下はあつても、有位有官の人物であるということである。

天皇・皇族の一人を除く作者一一六人のうち、在俗の男子八三人。未詳のものがあり不完全ながら、()内に注記した官位を見ると、太政大臣は贈太政大臣を含めて三人、左右大臣四人、大納言一人、中納言二人、参議三人、右京大夫一人、兵衛督一人、近衛中将一人、近衛少将二人、兵衛佐一人、治部少輔一人、宮内少輔一人、主税頭一人、雅楽頭一人、掃部頭一人、木工権頭一人、少納言一人、侍従一人、兵部大丞一人、大内記一人、縫殿助一人、近衛将監二人、衛門大尉一人、内蔵大允一人、大舍人大允一人、国司では、国守一六人、権守四人、介三人、権介三人、掾三人、権掾二人となつてゐる。最下位の人と見られる下国淡路掾(凡河内躬恒)でも、従八位下が相当の位階であつたから、官職は太政大臣から権掾、位階は贈正一位から従八位下までの大きい上下の開きはあるにはあつたが、有位有官の在俗男子歌人が、五一人。(a)本人の官位は判明はしないが、在原元方のように、筑前守棟梁の子で、大納言国経の猶子となつたと伝えら

れ、当然有位有官の人であったと察せられる作者もあり、そのほかに、『古今和歌集目録』に、「承和比人、官史云々」とみえる、貫之の父で、従五位下野守本道の子紀茂行（望行）は、『勅撰作者部類』によれば六位で終ったらしいし、『古今和歌集目録』に「子細不明、無官六位歟」とみえる藤原惟幹・紀秋岑、「先祖不詳、算博士云々」とある宗岳大頼らのように、判然としないながらも、有位有官の人だったろうと考えられる作者も少なくない。

僧侶一〇人のうち、僧正二人、僧都一人、律師一人の僧綱四人。(b)法師六人の中にも、藏人頭左近少将良岑宗貞（遍昭）の子素性のような作者もある。

女流作者二三人のうちには、后妃三人、高級女官典侍三人、従五位下の天皇の乳母一人、(c)明らかに五位以上の父をもつ女房七人、(d)小野小町や采女も、女房あるいはそれに準ずる女性だったと見てよいのではないか。(e)従四位下雅楽頭有常の女や、従四位下典侍因香の母敬信尼はもとより、遊女白女さえも右京大夫大江玉淵の女といわれ、有位者の近親者である。これが三人。

以上を総括すると、有位の官僚五一人、僧綱四人、后妃三人、典侍三人、有位の乳母一人、計六一人となり、それに右の(a)~(d)の有位有官の子や有位有官の可能性のある人物や宮中奉仕者計一八人を、上記六一人に準ずる人物と見なして

加えると、七九人となる。これに天皇・皇族一人を加えると九〇人となり、名のわかっている古今作者一二七人の七〇・八パーセントとなる。これをもって、古今作者が、いかに皇室および貴族と、その周辺の人物によって占められているかを察することができよう。

II 一部氏族への集中

さらに『古今集』作者を、氏族単位で分析してみると、作者が一部の氏族に集中し、しかもそれらの氏族が、皇室と貴族とその周辺にある氏族であることがわかり、『古今和歌集』の貴族性をいっそう切実に感取することができる。

氏族単位において

(a)入集人数の順位を、二人二首以上入集のベスト一六氏の範囲内で見ると、

- (1)藤原氏（二四人・九五首）・(2)紀氏（一三人・一六五首）・(3)天皇・皇族（一一人・一八首）・(4)嵯峨源氏（九人・一五首）・(5)小野氏（七人・三三首）・(6)在原氏（五人・五八首）・(7)良岑氏（三人・五四首）・(8)文屋氏（三人・七首）・(9)安倍氏（三人・四首）・光孝平氏（三人・四首）・橘氏（三人・三首）・(10)壬生氏（二人・三六首）・大江氏（二人・一一首）・文徳源氏（二人・四首）・光孝源氏（二人・八首）・菅野氏（二人・二首）の順となり、

(b)入集歌数の順位を、四首以上入集のベスト一七氏の範囲内で見ると、

- (1)紀氏(一六五首・一三人)・(2)藤原氏(九五首・二四人)・(3)凡河内氏(六〇首・一人)・(4)在原氏(五八首・五人)・(5)良岑氏(三六首・二人)・(6)壬生氏(三六首・二人)・(7)小野氏(三二首・七人)・(8)天皇・皇族(一八首・一人)・(9)清原氏(二七首・一人)・(10)嵯峨源氏(一五首・九人)・(11)大江氏(一一首・二人)・(12)光孝源氏(八首・二人)・桓武平氏(八首・一人)・坂上氏(八首・一人)・(13)文屋氏(七首・三人)・(14)光孝平氏(四首・三人)・文徳源氏(四首・二人)の順となる。

右の(a)順位表一六氏の作者数は計九四人、歌数五一六首となり、一六氏で作者名明らかな歌人の七四パーセントを占めたことになり、歌数においては、一六氏で作者名明らかな歌の八〇パーセント近くを詠じたことになる。

『古今集』を理解しようとするに当たっては、これらのひとにぎりの一六氏が、『古今集』作者の中心をなした事実に留意すべきである。『古今集』撰進の年延喜五年(九〇五)よりさかのぼることちょうど九〇年前、嵯峨天皇弘仁六年(八一五)に成った『新撰姓氏録』には、京および五畿内に貫する名家大族一一八二氏(現存本一一七七氏)の姓氏家系を調査検討して収めてある。上古、氏族政治の時代において

は、家系によって朝廷の所遇を異にしたために、家系とその表徴である姓氏を詐称するものが相ついだ。允恭天皇四年(四一五)に、盟神探湯によって姓氏を詐称するものの摘発をこころみたこともあったが、その後も依然として詐称者は後を断たず、朝廷をなやませた。その永年の懸案に終止符をうつことを目的として成ったのが『新撰姓氏録』三〇巻であった。これに収める家々は、由緒ある名家大族として、家格の表徴姓かばねを賜い、大いに厚薄の差はあったが、家格に相当する有形無形の所遇を受けた家々であった。氏族は、その氏族の、政治的立場の隆替に平行して栄枯盛衰があった。かつて栄えた物部・蘇我等の大族も、政治権力の座からの顛落によって、たちまち一門は衰亡していった。そして藤原氏ほかの新たに力を得た氏族が更替して栄えの座についた。古今作者の中心をなした右の十六氏とは、どういう氏族であったか。

十六氏のうち藤原(神別天神氏、津速産霊神の末)・紀(皇別氏、孝元天皇の第二皇子比古布都押之信命の末、武内宿禰の末)・嵯峨源氏(皇別氏)・小野(皇別氏、孝昭天皇の末)・良岑(皇別氏、桓武天皇の末)・文屋(皇別氏、天武天皇の末)・安倍(阿部、皇別氏、孝元天皇の第一皇子大彥命の末)・橘(皇別氏、敏達天皇の末)・壬生(皇別氏、孝昭天皇の末)・菅野(蕃別氏、百済国王の末)の諸氏が、『新撰姓氏録』に所収の氏族であり、大江氏は、『新撰姓氏録』所収

土師氏（神別天孫氏、天穗日命の末）の末で、延暦年間外戚のゆえをもって大枝氏を賜わり、さらに大江氏に改めたものと伝える（貞観八年十月紀）氏族であり、在原氏・文徳源氏・光孝源氏・光孝平氏は、『新撰姓氏録』撰進以後、臣籍に降下した氏族である。つまり十六氏は、皇族と奈良朝以前から存在する古名族十三氏と平安に入ってから天皇家から降下した名家であった。

入集作者の数から見て、天皇・皇族（一人）と、累代天皇家の外戚として政治の最高権力の座にあり、準皇族と見ても甚しいあやまりではないほどの藤原氏（二四人）、平安に入って天皇家から臣籍に降下した良岑氏（三人）、桓武天皇の皇子安世に始まる）・在原氏（五人）、平城皇の皇子阿保親王の子仲平・行平・守平・業平に始まる）・嵯峨源氏（九人）・文徳源氏（二人）・光孝源氏（二人）・光孝平氏（三人）の八氏族を合すると、歌人五九人、歌首二六〇首となり、作者名と氏族明らかな古今和歌集の全歌人と、その歌との比率を見ると、二〇パーセントにしか当たらない天皇家と天皇家と至近の距離にある貴種の名門八氏族が、四六パーセントを越える五九人の作者を出し、四〇パーセントに近い歌二六〇首を詠んだことになる。この比率をじっくりと凝視したとき、『古今和歌集』が、天皇家と天皇家と至近の距離にある貴族と、その周辺の官僚群を社会的基盤とした歌人の歌集で

あることが理解されよう。

III 紀氏歌人の群れ

右の八氏族の、古今集に占める比率において、作者数の比率が四六パーセントであるのに対して歌数が四〇パーセント、両者の比率が相応せず、歌数の比率が六パーセントも低いということは、所属作者個人々の歌数の比率が低いということであり、他の氏族に歌数比率の高い者がいるということである。たしかに、それに該当する作者をもつ氏族が、八氏以外にあった。それは入集歌の多い貫之（二〇二首）・友則（四六首）のいる紀氏（二三人・一六五首）であり、遍照（一七首）・素性（三六首）のいる良岑氏（三人・五四首）であり、業平（三〇首）のいる在原氏（五人・五八首）であり、躬恒（六〇首）のいる凡河内氏（一人・六〇首）であり、忠岑（三五首）のいる壬生氏（二人・三六首）である。八氏族作者の一人平均歌数が、四・四首であるのに対し、凡河内氏六〇首、良岑氏一八首、壬生氏一八首、紀氏一二・七首、在原氏一一・六首となる。躬恒一人・六〇首の凡河内氏の高率は論外として、良岑・壬生の両氏が、平均歌数において紀氏を越えているのは、いうまでもなく小人数のせいである。やはり、一門繁栄した藤原氏について多数の作者を出し、入集歌数の多い、紀氏一門の、『古今集』における役割

の圧倒的な大きさを認めざるを得ない。八氏の例にならつて、紀氏一門の、『古今集』における比率を見ると、紀氏は一氏だけで、作者の比率は一〇パーセント強、歌数の比率においては二五・三パーセントの高率を占めている。

さらに梓を紀氏の周辺に拡張、紀氏に有縁の古今作者を準紀氏と見なして、いま仮りに、紀氏歌人圏とでもいうべきものを描いてみると、次の人々が、その圏内にたぐりよせられ、『古今集』に投影した紀氏の影の大きさをいっそう痛切に感じさせられる。

紀名虎の女種子所生の霊林院親王(一首)

紀名虎の女静子所生の惟喬親王(二首)

名虎の子有常の女を妻とし、静子所生の齋宮恬子内親王に通じた在原業平(三〇首)

名虎の女を生母とし、有常の女を妻とした藤原敏行(一九首)

さらに、惟喬親王の子兼覧王(五首) 惟喬の同母弟惟条親王の子の景式王(二首) や業平の子棟梁(四首)・滋春(六首)までも入れれば、その圏内の作者の総数は一九人、入集歌の総数は二二四首となり、名を明らかにする全作者に対する比率は一四・八パーセント、作者明らかな全歌集に対する比率は三四・四パーセントの高率となる。

『古今集』が成るに当たって、貫之および友則と二人の撰

者を出した上、入集歌集も、他氏を圧倒し、歌人の家としてはなばなくはえある脚光を浴びた紀氏一門も、かつては文臣の家というよりも、むしろ武弁として声望高い家系であった。それが、いつ、なにを契機に、風流韻事の家に大きく転換したか。

日本における政治権力の歴史を概観すると、清和源氏と称した徳川家康は、関白近衛前久の養子の形をとって関白・太政大臣となった豊臣秀吉の死の後を受けて征夷大將軍となり、江戸幕府二六〇年の基を開いた。秀吉は清和源氏足利將軍の滅亡の後を受け、足利尊氏は、建武の中興によって平氏北条執権の滅亡の後を受け、北条氏は、源家三代の後を受け、源頼朝は、平家を壇浦に滅ぼして、征夷大將軍となり武家政治の基を開いたものであり、太政大臣平清盛は、平安末期の天皇家と藤原氏の内紛に乗じて台頭し、摂政・関白の名のもとに、長く天皇の統治の大権を代行してきた藤原氏にとって代ったものであり、藤原氏は、その祖鎌足が、中大兄皇子を助けて蘇我氏の打倒に成功して以来、漸次権力の座を不動にしたものであり、蘇我氏は、崇仏か排仏かを争点に政敵物部氏を打倒して以来、滅亡に至るまで、長く権勢を独占して天皇家を圧していた、いわゆる氏族政治時代最後の巨族であった。

大臣・摂関・太政大臣・征夷大將軍・執権と、その名は変

つたが、実質的に、この日本は、蘇我・藤原・平・源の四大氏族の交替によって支配されてきたと見て大きいまちがいはない。紀氏は、その大臣家蘇我氏らとともに、武(建)内宿禰の末と称してきた、古来の名族であった。紀氏にも異系があるが、そのうち長く繁栄した大族紀氏は、『古事記』や『新撰姓氏録』に、建(武)内宿禰の子という木(紀)角宿禰の末と伝える紀氏である。さらに『日本書紀』(孝元紀・景行紀)によれば、大日本根子彦国牽天皇(孝元)と妃伊香色謎命との間に生まれた彦太忍信命の子屋主忍男武雄心命が、紀直の遠祖菟道彦の女影媛に生ませたのが、武内宿禰とある。もちろんこれは伝承に過ぎないかもしれないが、このような伝承が、その子孫と称する人々の意識に、大きい影響を与えていることも無視できない。

『古事記』(中巻、孝靈天皇)では、建内宿禰に、波多八代宿禰(波多・林・波美・星川・淡海・長谷部の祖)・許勢小柄宿禰(許勢・雀部・軽部の祖)・蘇賀石河宿禰(小治田・蘇我・川辺・田中・高向・桜井・岸田の祖)・平群都久宿禰(平群・佐和泉・馬御櫛の祖)・木角宿禰(木・都奴・坂本の祖)・長江曾都毘古(玉手・的・生江・阿芸那の祖)・若子宿(江野財)の七男と二女があったとし、木角宿禰を五男に挙げているが、『日本書紀』(応神紀)には、特に兄弟としては挙げず、百済の辰斯王征討のために、紀角宿禰・羽田矢代

宿禰・石川宿禰・木菟宿禰の四将を遣わし、王を殺し、阿花を王位に就けて帰還したとある。

景行以来五朝に歴任して、三百歳もの長寿を保ったことになっっている功臣武内宿禰という一人の人物の实在は疑わしく、その末族一門と称するものも、おそらく同族意識のもとに力を結集して、勢力の増大を目ざした蘇我氏などの作為した人物と系譜であろうとする、津田左右吉らの早くからの指摘は当たっていると思うが、蘇我・紀・石川等の古代の豪族相互の間に、同祖同族とする伝承と意識のあったことは事実である。ともかく、最強最大の豪族蘇我氏を主軸として、建内宿禰を同祖と称する豪族の一群が存在した。紀氏もその一氏である。

蘇我氏滅亡の後も、長い間に養われたそれらの氏族の潜勢力と余栄は、容易に消え去るものではなかったと察せられる。蘇我氏打倒のクーデターの行われた皇極朝から数えて七代後、約百二十年後の持統天皇の五年(六九一)八月、大三輪・雀部・石上・藤原・石川・巨勢・膳部・春日・大伴・上毛野・紀伊・平群・羽田・阿部・佐伯・采女・穂積・阿曇の十八氏に、その祖先の纂記を提出させたことが、『日本書紀』のその条に見える。その十八氏こそ、おそらく当時における最強最豪ベスト十八氏で、多くの支族分族を擁するこれらの強族の出自を確かめることが、姓氏の紛乱を正す先決問題と考

えての処置であったのだろう。この十八氏のうち、雀部・石川・巨勢・紀伊・平群・羽田の六氏までが、建内宿禰の末と称する氏族であった。これに紀伊氏と見えるのが紀氏で、平安時代長く政権を独占した藤原氏と肩を並べてベスト十八氏の中に座を占めていたのである。ともかく紀氏が、古くからの屈指の大氏族であったことは、かくれもない事実である。

この紀氏一門中、『正史』や『公卿補任』にその名の見えるめぼしい人物を拾ってみると、先にもふれたように、その始祖紀角宿禰が、応神天皇三年石川宿禰ら三将とともに百済へ遠征したのをはじめとして、蘇我韓子・大伴談・小鹿火らとともに雄略天皇九年、新羅を征してその地に病没した小弓宿禰、父小弓の後を承けて新羅に到り、後に任那に抛って叛を謀ったその子の大磐宿禰、欽明天皇二十三年、任那滅亡の際の大將軍だった男麻呂宿禰、壬申の乱後、御史大夫（後の大納言に当たる）となった大人、その子で、文武朝の大宝年間大納言となった麻呂、奈良朝に入り、和銅二年征蝦夷副將軍となった光仁天皇の生母椽姫の父諸人、橘諸兄政権下で中納言となった麻路、藤原仲麿政権下で参議となった飯麿、宝龜十一年参議ついで大納言に昇り、翌十二年陸奥鎮守府將軍として伊治城にあり、伊治公皆麻呂の叛にあって陣没した光仁朝の広純、延暦の初年参議となった桓武朝の家守、先の広純陣没の後発せられた征討軍の副使、さらに延暦七年征東大使

に任ぜられ、正三位大納言に進んだ同じく桓武朝の古佐美、天平宝字八年惠美押勝の叛乱に、若き授刀として武功を立てて以来累進して近衛大将となり、桓武天皇の延暦十一年没した後正二位右大臣を贈られた船守、平城天皇の大同元年中納言に進んで間もなく没した船守の子梶長、古佐美の子で参議に進み、嵯峨天皇の弘仁十年に没した広浜、同じく参議に進み、仁明天皇の承和三年に死んだ百統らが見える。紀氏で、参議以上の公卿に列した者は、百統の後では、従三位中納言となり、『古今和歌集』撰進後の延喜十二年に六十二歳で没した、儒者として著明な例の長谷雄一人いるだけで後を断つた。

右を通観してきわめて端的に理解できることは、紀氏が、家祖以来武勲に輝く武人の家系であったということと、時代を下るに従って、家門次第に振わなくなったということである。紀氏の人々が、氏族の伝統武門の誇りに生きてであろうことは、『公卿補任』が、梶長を伝えて、「応に師模たるべき」「歩射の容儀」をそなえていたとたたえ、その子で、仁明天皇の承和元年（八三四）従四位下で没した、貫之の曾祖父に当たる興道も、『続日本後紀』に、「門風相承け、能く射礼の容儀を伝へ」、後の武士は、長く紀・大伴「両家の法を効つた」と、紀氏が大伴氏と並んで武人の誉れに輝く家系であることを特記されていることでも察することができる。

かつて紀氏も、先に掲げたように、藤原氏らと並んでベスト十八大族に数えられていた。すでにあの時点でも、藤原氏との間には、かなりの力の差があったのかもしれないが、その差は、時代とともに大きく開いていった。押勝・道鏡を偏寵して政道みだれた称徳女帝崩御の機に乗じて、藤原百川らが、遺勅をすりかえるというような非常の手段にまで訴えて、天智天皇の孫で、すでに六十二歳だった光仁天皇（白壁王）を擁立することに成功すると、その生母椽姫が、前掲紀諸人の女であったところから、紀氏にはわかにかに外戚として脚光を浴びるようになった。前に掲げた広純・家守・古佐美・船守らの榮進がそれである。

しかし紀氏その繁榮も、それほど長くは続かなかつた。光仁の即位は、たしかに紀氏にとって思わぬ幸運をもたらしたはしたが、それ以上に、光仁の擁立に渾身の力を傾けた藤原氏により大きく幸いしたのは当然であつたし、外地への遠征はもとより、奥羽への出兵も、行なわれなくなつては、武門紀氏の力倆を發揮する機会は失われた。その上、紀氏一門のもつ古代民族的武弁的古さは、新しい時代を推進する中心勢力藤原氏の律令官僚的性格と相容れないことも作用して、紀氏は次第に衰退していった。

衰えつつも、なお名門としての誇り高く、往時の榮えを忘れ得なかつたにちがいない紀氏の心ある人が、一門の勢力と

名譽の挽回を念願したのも当然であろう。紀名虎が、女種子を仁明天皇の後宮に入れ、いま一人の女静子を次の文徳天皇の後宮へ入れて、ひそかに願つたのもそれであつた。藤原氏が累代天皇家の外戚となつて勢威を高めていったのをまのあたりに見、またおのが一門が、光仁天皇の外戚となることで一時の榮えを得た甘美な事実を想起するとき、失勢回復の途を、ひたすら外戚となることに求めたのも理解でき同情できることである。

幸いにして、種子は常康親王を生み、殊に静子の方は第一皇子惟喬親王を生み、いずれも父帝殊のほか鐘愛の皇子であつたという。それにもかかわらず、藤原氏の大きい力にはついに抗すべくもなく、仁明の後は藤原冬嗣の女順子所生の第一皇子道康親王（文徳）が継ぎ、文徳の後も、藤原良房の女明子所生の第四皇子惟仁親王（清和）が継がれて、常康・惟喬兩親王は、いずれも出家し、失意不遇の余生を送らざるを得なかつた。この二人の皇子に、大きく望みをかけていた紀有常をはじめとする紀氏の人々、およびそれにつながる業平らの有縁同憂の人々が、失意の鬱懷をひたすら歌詠に托することにはひそやかな慰めを求めていったのではないか——とする見方は、早くから存在し、近くは、目崎氏（『紀貫之』）らも強調されていることである。

その紀氏の頹勢と失意に、最後のとどめを刺したのが清和

天皇貞観八年（八六六）、大納言伴善男が、左大臣源信を陥、
としいれようとして自ら失脚し、先の孝謙朝の橘奈良麿の
変、桓武朝の藤原種継暗殺事件で、一門中から連累者を出し
たのについて、古大族大伴氏が完全に没落するきっかけとな
ったいわゆる応天門の変であった。真相不明の怪事件とされ
ているが、ともかく紀氏一門からも豊城その異母兄夏井らの
連累者を出して、能吏の聞こえ高かった紀夏井までが流罪に
あって、古名族紀氏は、同じく古来の名門大伴氏とともに、
再び政官界の上層部へ顔を見せることはなくなった。夏井の
連坐を、藤原氏の陰謀と見る説が有力だが、小野篁門下の駿
足として、隸書を能くし、篁から真聖とたたえられ、国司と
なって善政を行ない、彼の離任に当たっては、百姓らが朝廷
へ彼の再任を嘆願したために、さらに二年間留任したとい
われているほど声望があり才幹のあった夏井を、専権体制を
めざしている藤原氏が、一門の前途に不利益な者として、後
に右大臣菅原道真や左大臣源高明を追放したように、事前の
安全処置としてねらいうちにしたかもしれない疑いは、藤原
氏の常のやり口から十分考えられることである。この事変の
後、紀氏で、四位・五位に進む者さえ稀れとなった。

紀氏歌人の目立ちはじめの年代と、紀氏が氏族として打撃
を受けた時期とが一致する。平安初期の漢詩文全盛の後を承
けて、再び和歌が盛になったについては、いろいろな原因が

考えられるが、それはいましばらくおくとして、ともかく、
藤原氏ひとり繁栄をほしのままにしている王朝貴族の社会に
身をおいて、名家としての誇りを捨てかねながら、家門衰退
の悲痛をかみしめて生きていた紀氏の人々は、ようやく盛に
なって来た和歌に、心の憂悶を散ずる一筋の細道を求めたの
ではあるまいか。そう考えるより以外に、あの武弁紀氏が、
にわかにな風流韻事、和歌の家門として目立ってきた原因を見
出すことがむづかしい。重ね重ねいつてきたように、『古今
和歌集』には、紀氏一門の歌人の歌が圧倒的に多い。二人の
同族撰者が出たからといって、仲間びいきの不公平は許され
るはずがない。やはり当時の歌壇が、歌人の群れとして紀氏
一門の実力を高く評価していたことの現われと見ていいと思
う。一門あげて和歌へ傾斜していったにちがいない、その理
由を考えると、名門紀氏のかみしめた没落の悲愁を考えあ
わせないわけにはいかない。